

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…………… 取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの…………… 取得価額

取得価額が不明なもの…………… 再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産…………… 取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの…………… 取得価額

取得価額が不明なもの…………… 再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 子会社・関連会社株式…………… 取得価額

ただし、実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

② その他有価証券

ア 市場価格のあるもの…………… 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの…………… 取得価額（又は償却価額法）

ただし、時価または実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

③ 出資金…………… 出資金額

ただし、実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 8 年 ～ 50 年

工作物 5 年 ～ 60 年

物 品 3 年 ～ 20 年

② 無形固定資産…………… 定額法

ソフトウェア 5 年

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から徳島県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から、既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、徳島県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち、つるぎ町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても、原則として取得価額または再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について、資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

- ・企画課を削除し、まちづくり戦略課に統合。
- ・商工観光課と農林課を統合し、産業経済課を新設。
- ・環境課の一部業務と住宅課を統合し、住宅環境課を新設。
- ・環境課の一部業務と水道課を統合し、上下水道課を新設。

※全て令和2年4月1日から運用開始。

(2) 重大な災害等の発生

新型コロナウイルス感染症の発生による対策費として、現在計画事業費：417,720,000円を見込んでいます。

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

剣山木綿麻温泉事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	0 %
連結実質赤字比率	0 %
実質公債費比率	10.3 %
将来負担比率	31.1 %

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（地方自治法第 213 条）	130,568千円
---------------------	-----------

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き 104 段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和2年度予算において、財産収入として措置されている資産。

イ 内訳

事業用資産	7,157 千円（1,491 千円）
土地	7,157 千円（1,491 千円）

令和 2 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。上記の（1,490,973 円）は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 9,834,806 千円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	5,180,055 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,245,504 千円
将来負担額	14,148,156 千円
充当可能基金額	3,065,876 千円
特定財源見込額	23,694 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	9,834,806 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 451,059 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
A: 歳入歳出決算書	7,974,119 千円	7,812,229 千円
B: 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	19,648 千円	16,020 千円
C: 繰越金に伴う差額	121,277 千円	-
D: 決算整理仕訳に伴う差額	4,672 千円	4,672 千円
E: 資金収支計算書(E=A+B-C-D)	7,867,818 千円	7,823,577 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（剣山木綿麻温泉事業特別会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	743,473 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	122,140 千円
減価償却費	△ 1,103,051 千円
未収債権(未払債務)の増減	△4,525 千円
棚卸資産増減額	57,210 千円
徴収不能引当金増減額	1,200 千円
賞与等引当金増減額	5,056 千円
退職手当引当金増減額	△44,122 千円
資産売却益	400 千円
資産除売却損	△11,079 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△233,298 千円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	600,000 千円
一時借入金の利子額	該当なし